○防衛省告示第二百三十六号

海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり実施する。

平成二十七年十二月二十五日　防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十八年一月一日から同年二月二十九日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。

区域　若狭湾北方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四、三八四メートルまでの間

(ア)　北緯三九度二七分一〇秒　東経一三六度〇九分四九秒

(イ)　北緯三七度一四分一一秒　東経一三六度〇九分四九秒

(ウ)　北緯三六度三三分一一秒　東経一三四度四四分五〇秒

(エ)　北緯三七度四〇分一〇秒　東経一三三度二四分五〇秒

(オ)　北緯三八度三三分一〇秒　東経一三四度〇一分五〇秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十七号

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年十二月二十五日　防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十八年一月一日から同年二月二十九日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　百里沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間

(ア)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度二〇分四八秒

(イ)　北緯三六度三八分三六秒　東経一四一度二〇分四八秒

(ウ)　北緯三六度四〇分四三秒　東経一四二度一〇分四六秒

(エ)　北緯三六度〇九分五九秒　東経一四一度五九分五二秒

(オ)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度四六分〇四秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十八号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年十二月二十五日　防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十八年一月一日から同年二月二十九日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度三二分四七秒

(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○山口県公安委員会告示第六十号

次の特定危険指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十条の八第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第四項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十五日　山口県公安委員会委員長　弘田　公

特定危険指定暴力団等　平成二十四年十二月二十七日山口県公安委員会告示第五十六号に係る特定危険指定暴力団等（五代目工藤會）

変更前　指定の期限　平成二十七年十二月二十六日まで

変更後　指定の期限　平成二十八年十二月二十六日まで

○福岡県公安委員会告示第三百五十六号

次の特定危険指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十条の八第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第四項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十五日　福岡県公安委員会委員長　杉　美奈子

特定危険指定暴力団等　平成二十四年十二月二十七日福岡県公安委員会告示第三百五十九号に係る特定危険指定暴力団等（五代目工藤會）

変更前　指定の期限　平成二十七年十二月二十六日まで

変更後　指定の期限　平成二十八年十二月二十六日まで

国会事項

衆議院法制局

衆議院法制局事務分掌規程の一部を改正する規程

衆議院法制局事務分掌規程の一部を改正する規程は、十二月二十二日次のとおり決定された。

衆議院法制局事務分掌規程の一部を改正する規程

衆議院法制局事務分掌規程（昭和二十三年七月九日制定）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

十一　衆議院法制局の保有する個人情報の保護に関する事務

第三条第四項中「前条第八号」の下に「及び第十一号」を加える。

附　則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

人事異動

内閣府

髙橋　睦子

願に依り子ども・子育て会議委員を免ずる

安永　貴夫

子ども・子育て会議委員に任命する（以上十二月二十二日）

法務省

青野　路子　芦田　綾　石井　隆尋

内野　綾香　江副麻美子　大野　武尊

小笠原翔大　岡本　涼　岡安　広生

沖　あずさ　小澤早央里　勝俣安登武

金津　尚志　川崎　勝暉　河田夏緒里

岸田　周　北村　賢司　北村　友一

木下　千聡　木村　友美　木村祐希乃

久保　大地　窪田　大輔　倉地えりか

小島　舞子　小森　由貴　小山ちひろ

酒井　悠至　佐々木周平　佐藤　太一

佐藤　真央　島　靖広　清水　隆裕

瑞慶山和誠　鈴木嘉津哉　関戸まり子

勢〆　裕介　曽根田一輝　園田　恭子

髙井　彩恵　高田　洸輔　髙橋　潤平

髙橋由利子　髙間　裕貴　田山　翔

土田　恭平　堤　大輔　徳田慧一朗

豊嶋　透　中里　勇輝　中村　天洋

中村　裕史　中村　匡慶　中村　祐介

根本　敬英　橋本　琢朗　原　菜月

服藤　玲　藤井　翔　藤田　勝也

古澤　怜香　古田　啓二　道端　麻希

宮上　泰明　武藤　紘之　物井　昭賢

森河　啓介　森田　倖平　矢田　悠真

矢動丸皓平　山内　結花　山田　歩

吉川　和秀　和田祐希絵　渡邊　澄

渡邊　拓也

検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する（各通）（十二月十七日）